平成30年度

福祉行事保険のご案内

福祉行事保険とは…

国内において、福祉活動やボランティア活動などを目的として、または、
市民活動の一環として、非営利の団体が主催する行事参加中に

①行事参加者が偶然な事故でケガをした場合の傷害補償
**②行事主催者が行事参加者など他人の身体や財物に損害を与え、
行事主催者が法律上の賠償責任を負った場合の賠償責任補償**

の2つの補償がセットになった保険です。
行事参加者個人が損害賠償責任を負った場合は補償の対象外となります。

この保険は、京都府社会福祉協議会が保険契約者となり、京都府社会福祉協議会およびその会員団体や登録されたボランティア・市民活動団体が主催する年間行事を一括手配する包括契約です。したがって、登録団体が主催する行事はすべて対象となります。また、団体行事の一部のみを対象とすることはできません。

補償内容……1ページ
保険料……2ページ
ご加入方法……7ページ
事故が起こった場合の手続……10ページ

保険期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

加入できる団体

行事の主催団体で、社会福祉協議会や加入要件（*）を満たしたボランティア･市民活動団体
（*）社会福祉協議会の会員団体および社会福祉協議会に登録されたボランティア･市民活動団体
◎ 特定非営利活動法人　◎ 福祉･教育･文化･保健衛生･医療･自然保護等の振興･向上を目的とした公益団体
◎ 自治会（町内会）･地域婦人会･子供会･ＰＴＡ等の団体　◎ 当事者団体（自助団体）
◎ 各社会福祉協議会･社会福祉法人･社団法人･社会福祉施設等

加入対象となる行事

加入資格者となる行事主催者が行う無償（および非営利）の公益的な行事あるいは公益的な活動を促進するための無償（および非営利）の行事　等
具体的に対象となる行事：会議、会合、盆踊り、お花見、テニス大会、遠足　等
※不特定多数の参加者が見込まれる行事は対象になりません。

被保険者（補償の対象者）

傷害補償…福祉行事主催者を含む福祉行事参加者全員（福祉行事主催者を除くことも可）
賠償責任補償…主催団体

保険期間

●Aプラン（日帰り）の場合

行事参加者の傷害危険補償特約付普通傷害保険（往復途上傷害危険補償特約付）・賠償責任保険

①行事開催日の午前0時から行事終了日の午後12時までの間で、行事主催者の管理・監督下にある行事中
②行事に参加するため所定の集合・解散場所と住居との通常経路往復中
　ただし、賠償責任補償は往復途上は補償の対象外です。

●Bプラン（宿泊）の場合

国内旅行傷害保険・賠償責任保険

行事開催日の午前0時から行事終了日の午後12時までの間で、行事に参加する目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの間
ただし、賠償責任補償は往復途上は補償の対象外です。

補償内容

●普通傷害保険（行事参加者の傷害危険補償特約、熱中症危険補償特約、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約）　国内旅行傷害保険
●賠償責任補償　施設所有（管理）者賠償責任保険･生産物賠償責任保険･受託者賠償責任保険
●Aプラン（日帰り）は熱中症を補償します。ただしBプラン（宿泊）の場合は対象外です。
●行事開催地への往復途上のケガも補償の対象となります。（傷害保険のみ）

保険金の種類			補償内容
傷害補償	死亡・後遺障害保険金額		467.7万円（後遺障害：左記金額の100～4%）
	入院保険金日額		3,000円／1日
	通院保険金日額		2,000円／1日
	手術保険金		①入院中に受けた手術の場合…[入院保険金日額]×10 ②①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5
賠償責任補償	施設所有（管理）者・生産物賠償責任補償	身体障害	1名につき（支払限度額）1億円
			1事故につき（支払限度額）2億円
		財物損壊	1事故につき･保険期間中（支払限度額）1,000万円
	受託物賠償責任補償		1事故につき･保険期間中（支払限度額）1,000万円（免責5,000円）

支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。賠償責任補償でお支払いする保険金のうち、争訟費用、協力費用については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客さまの自己負担となる金額をいいます。

保険料

●Aプラン（日帰り）参加者の備付名簿をご用意ください（申込時の提出は不要）

Aプラン 日帰り行事保険料 （1名あたり）	A-1行事	**30円**
	A-2行事	**137円**
	A-3行事	**269円**

※Aプラン（日帰り行事）は、行事の内容によって料率が異なり、保険料が異なります。
ご加入の際は、必ず行事内容に合った料率（行事区分表）をご確認ください。
※宿泊を伴う行事にAプランで加入することはできません。

行事区分表

行事区分	行事例
A-1	施設見学会（工場・公共施設等）、講演会、研修会、会議、学習会、食事会、ハイキング、オリエンテーリング（徒歩によるもの）、遠足（日帰り）、いちご狩り、バス旅行、カラオケ、餅つき、草むしり、草刈り（電動の機械を使用しないもの）、河川清掃、空き缶ひろい、バーベキュー、飯ごうすいさん、園芸会、お花見、参拝、農業体験、いも掘り、茶つみ、盆踊り、縁日（保育園、幼稚園等主催）、模擬店、バザー、町内清掃、学芸会、代官行列、お茶会、クリスマス会、炊き出し、鬼ごっこ、健康診断、温泉旅行（日帰り）、映画鑑賞、音楽鑑賞、木工教室、料理教室、バレーボール、テニス、車椅子テニス、卓球、ゲートボール、ソフトボール、ドッチボール、バドミントン、アーチェリー、弓道、ボウリング、つな引き、ラジオ体操、リハビリ体操、体力テスト、健康増進教室、水泳、海水浴、雪遊び、貸しボート乗り、ゴルフ、パターゴルフ、ヨガ、なわとび、社交ダンス、ボランティアのヘルパー活動　等
A-2	運動会、マラソン大会、ジョギング、車椅子マラソン、駅伝、乗馬、アイススケート、スケート、サイクリング、一輪車、軟式野球、野球教室（小・中学生対象で実技を伴う場合）、バスケットボール、ハンドボール、剣道、日帰りキャンプ、キャンプファイアー、アスレチック、器械体操、競歩、陸上競技、体操競技、遊覧船、納涼船、船上パーティー、なぎなた、フェンシング、ボディビル、ヨット教室、トランポリン、トライアスロン（水泳・自転車・マラソンの競争）、避難訓練・防災訓練（一般市民、学童等が行う程度のもの）、子供みこし（動作にかかわらずみこしの材質が紙・発泡スチロール）、樽みこし　等
A-3	みこし（「ケンカみこし」など危険なものは除く、動作にかかわらずみこしの材質が紙・発泡スチロール以外）、サッカー、フットサル（ミニサッカーと同様のもの）、硬式野球、サーフィン、スキー、スノーボード、水上スキー、そり、ラクロス、ラグビー※、合気道※、柔道※、相撲※、空手※、レスリング※、ボクシング※、キックボクシング※、アイスホッケー※、レガッタ、カヌー教室（池・川で行うもの）、カヤック、草スキー、トライアスロン（スキー・自転車・マラソン、もしくはボート・自転車・マラソンの競争）　等 ※体験会・講習会程度または高校生以下のみによって、その競技が行われる場合に限ります。

（注）上記以外にも保険の対象となるレクリエーション（行事）があります。記載のないレクリエーション（行事）については取扱代理店株式会社エスアールエム（075-822-8613）にお問い合わせください。
※上記行事区分でご不明な点等ございましたら、引受保険会社または取扱代理店までお問い合わせください。
※主催行事のうち、複数の行事区分に該当する場合は、もっとも危険度の高い行事区分をご選択ください。
A-1行事とA-3行事にまたがる行事を行う場合は、A-3行事でお申し込みください。
但し、下記（例）の通り行事区分がまたがる場合でもそれぞれの行事ごとに、参加者が把握できれば各行事区分でのお申し込みが可能です。
（例）「地域主催のおまつり」
おみこしを担ぐ参加者は特定されており、他の参加者はおみこしには一切触れずに徒歩で随行する場合
●おみこし（みこしの材質が紙・発砲スチロール以外）に関わる参加者……A-3
●その他の参加者……A-1

おみこしに関わる参加者とは
・おみこしを担ぐ
・おみこしをけん引する
・おみこしに乗る
・おみこし（おみこしに連なるロープ等を含む）と接触する

●Bプラン（宿泊）参加者の名簿をご提出ください

Bプラン 宿泊行事保険料 （1名あたり） 行事区分無し	B-1（1泊2日まで）	**238円**	B-4（4泊5日まで）	**355円**	B-6（6泊7日まで）	**371円**
	B-2（2泊3日まで）	**291円**	B-5（5泊6日まで）	**363円**	B-7（7泊8日まで）	**506円**
	B-3（3泊4日まで）	**299円**				

加入対象とならない行事

対象とならない例	行事主催者の管理下にない行事の練習、1箇所に参集することなく各自の裁量で行うボランティア活動、参加者が1名のみの行事、準備（片付け）のみの行事、防犯・防火パトロール、町内見回り、草刈り（電動の機械を使用するもの）、廃品回収、盆踊りのやぐら組み立て・解体、枝はらい、植林、山焼き・野焼き、山岳登はん（登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、スキューバダイビング、マウンテンバイク、消防団訓練、雪おろし、交通安全街頭指導、船上での釣り　等

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額〔傷害保険金〕

※印を付した用語については、P3・4〔※印の用語のご説明〕をご参照ください（各欄の初出時のみ※印を付しています）

保険金の種類		保険金をお支払いする場合	保険金のお支払い額
傷害保険金	死亡保険金	保険期間中(Bプラン(国内旅行傷害保険)の場合、国内旅行行程中)の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を被保険者の法定相続人にお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額となります。
	後遺障害保険金	保険期間中（Bプラン（国内旅行傷害保険）の場合、国内旅行行程中）の事故によるケガ※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害※が生じた場合	後遺障害※の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 (注１)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障害保険金をお支払いします。 (注２)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて１８０日を超えてなお治療※を要する状態にある場合は、当社は、事故の発生の日からその日を含めて１８１日目における医師※の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 (注３)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注４)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした金額を差し引いた残額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障害保険金は、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
	入院保険金	保険期間中（Bプラン（国内旅行傷害保険）の場合、国内旅行行程中）の事故によるケガ※のため、入院※された場合	[入院保険金日額]×[入院※した日数]をお支払いします。 (注１)事故の発生の日からその日を含めて１８０日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする入院した日数は１８０日が限度となります。 (注２)入院保険金をお支払いする期間中にさらに入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	手術保険金	保険期間中（Bプラン（国内旅行傷害保険）の場合、国内旅行行程中）の事故によるケガ※の治療※のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術※を受けられた場合。	次の算式によって算出した額をお支払いします。 ① 入院※中に受けた手術※の場合…[入院保険金日額]×10 ② ①以外の手術の場合…[入院保険金日額]×5 (注)１事故に基づくケガ※について、１回の手術に限ります。また、１事故に基づくケガについて①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
	通院保険金	保険期間中（Bプラン（国内旅行傷害保険）の場合、国内旅行行程中）の事故によるケガ※のため、通院※された場合 (注)通院されない場合で、骨折、脱臼、靱（じん）帯損傷等のケガを被った所定の部位※を固定するために医師※の指示によりギプス等※を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。	[通院保険金日額]×[通院※した日数]をお支払いします。 (注１)事故の発生の日からその日を含めて１８０日を経過した後の通院に対しては通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする通院した日数は９０日が限度となります。 (注２)入院保険金をお支払いする期間中に通院された場合は、通院保険金をお支払いしません。 (注３)通院保険金をお支払いする期間中にさらに通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ※を被った場合は、通院保険金を重ねてはお支払いしません。

●[Aプランご加入の場合]傷害保険金は、被保険者が行事に参加するため所定の集合地に集合したときから所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間の事故、また行事に参加するため所定の集合・解散場所と住居との通常経路中に被った事故によるケガがお支払いの対象となります。
ただし、いかなる場合においても宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は対象となりません。
なお、Aプランには熱中症危険補償特約がセットされておりますので、急激かつ外来による日射または熱射による身体の障害をケガに含め傷害保険金をお支払いします。また、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒補償特約がセットされていますので、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒をケガに含め傷害保険金をお支払いします。

●[Bプランご加入の場合]旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程中の日本国内におけるケガがお支払いの対象となります。また、細菌性食中毒およびウィルス性食中毒をケガに含め傷害保険金をお支払いします。

●柔道整復師（接骨院、整骨院等）による施術の場合、通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。また、鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、被保険者以外の医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

〔※印の用語のご説明〕

●「後遺障害」とは、治療※の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないものを除きます。

●「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（＊1）。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。
②先進医療※に該当する診療行為（＊2）
（＊1）①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
（＊2）②の診療行為は、治療※を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。

●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位（指、顔面等は含まれません。）をいいます。
・長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱
・長管骨に接続する上肢または下肢の３大関節部分（中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。）ただし、長管骨を含めギプス等※の固定具を装着した場合に限ります。
・肋骨・胸骨（鎖骨、肩甲骨は含まれません。）。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限ります。

●「先進医療」とは、手術※を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの（先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。

●「治療」とは、医師※が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療※を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。

●「入院」とは、自宅等での治療※が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師※の管理下において治療に専念することをいいます。

保険金をお支払いしない主な場合〔傷害保険金〕

※印を付した用語については、P3・4〔※印の用語のご説明〕をご参照ください（各欄の初出時のみ※印を付しています）

保険金の種類		保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	死亡保険金 後遺障害保険金 入院保険金 手術保険金 通院保険金	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ※ ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ●自動車等※の無資格運転、酒気帯び運転※または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●外科的手術その他の医療処置によるケガ（ただし、「引受保険会社が保険金を支払うべきケガ」の治療※によるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●戦争、その他の変乱※、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約（Ｂプランの場合、戦争危険等免責に関する一部修正特約）により、保険金の支払対象となります。） ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頚（けい）部症候群※、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見※のないもの ●入浴中の溺水※（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによるものである場合には、保険金をお支払いします。） ●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）※によって生じた肺炎 ●乗用具※を用いて競技等※をしている間のケガ ●下記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ　など

●Ａプランの場合、すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が、Ｂプランの場合、すべてのご契約に「戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱※、暴動」については、テロ行為はお支払の対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

＜補償対象外となる運動等＞

山岳登はん（＊１）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（＊２）操縦（＊３）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（＊４）搭乗、ジャイロプレーン搭乗　「その他これらに類する危険な運動」

（＊１）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいいます。

（＊２）グライダーおよび飛行船を除きます。

（＊３）職務として操縦する場合を除きます。

（＊４）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

〔※印の用語のご説明〕（P3も合わせてご参照ください）

●「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

●「医師」とは、被保険者が医師の場合は、被保険者以外の医師をいいます。

●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの（硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをいい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頚（けい）椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。）をいいます。

●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（＊）を含みます。
（＊）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

●「競技等」とは、競技、競争、興行（＊）または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。
（＊）いずれもそのための練習を含みます。

●「頚（けい）部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。

●「誤嚥（えん）」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることをいいます。

●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第６５条（酒気帯び運転等の禁止）第１項に定める酒気を帯びた状態で自動車等※を運転することをいいます。

●「乗用具」とは、自動車等、モーターボート（水上オートバイを含みます。）、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。

●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。

●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。

保険金をお支払いする主な場合〔賠償責任補償〕

	保険金をお支払いする主な場合
賠償責任補償	【施設所有(管理)者特別約款】 被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。 【生産物特別約款】 被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が製造もしくは販売した製品、または被保険者が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。 【受託者特別約款】 被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が他人から預かった受託物を保管もしくは管理している間に誤って壊したり、汚したり、紛失したり、または盗まれたりして、預けた人に元の状態では返還できなくなった場合に、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

	お支払いする保険金の種類		
	保険金の種類	内　　容	
賠償責任補償	①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)	左記①から④の保険金については、それぞれの規定により計算した損害額から加入証記載の免責金額を控除した額をお支払いします。ただし、加入証記載の支払限度額を限度とします。左記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。 ○お支払いする争訟費用の額＝ ⑥争訟費用の額×支払限度額／①損害賠償金の額 なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。適用される特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は特約でご確認ください。 被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払対象とはなりません。 受託者賠償責任保険において、「①損害賠償金」の額は、被害受託物が損害の生じた地および時において、もし損害を受けていなければ有するであろう価額が限度となります。したがって、受託物の使用不能に起因する損害賠償金は対象となりません。
	②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用	
	③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用	
	④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(被害者の応急手当等)に要した費用	
	⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用	
	⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用	

※賠償責任補償は行事参加者個人の負った賠償責任は対象外です。

賠償責任補償で保険金をお支払いする主な事故例

次のような事故について行事主催者として団体が損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

○子ども会主催の運動会で、テントが倒れて参加者にケガをさせた。
○子どものハイキング引率中、主催者の指導上の不注意でケガをさせた。
○高齢者の食事会で、主催者の提供した食事が原因で参加者が食中毒となった。

保険金をお支払いしない主な場合〔賠償責任補償〕

	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任補償	次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。 ＜普通保険約款でお支払いしない主な場合＞ ○保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任 ○被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ○被保険者が所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任（受託者特別約款の受託者事故においては適用されません。） ○被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾（じょう）、労働争議に起因する損害賠償責任 ○地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任 ○液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出もしくはいっ出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。） ○原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。） 等 ＜施設所有（管理）者特別約款でお支払いしない主な場合＞ ○施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害 ○航空機の所有、使用または管理に起因する損害 ○パラグライダー、ハンググライダー、パラセーリング、熱気球の所有、使用または管理に起因する損害 ○昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害 ○自動車（原動機付自転車を含みます。ただし、自動車または原動機付自転車が販売等を目的として展示されている場合であって走行していないときは除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害 ○施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害 ○給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出による財物の損害 ○被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害 ○仕事の完成・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因する損害 等 ＜生産物特別約款でお支払いしない主な場合＞ ○生産物の欠陥に起因するその生産物の滅失、破損または汚損自体（生産物の一部の欠陥によるその生産物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。）に対する損害（使用不能または修補に起因する損害を含みます。） ○仕事の欠陥に起因する仕事の目的物の滅失、破損または汚損自体（仕事の目的物の一部の欠陥による仕事の目的物の他の部分の滅失、破損または汚損を含みます。）に対する損害（使用不能または修補に起因する損害を含みます。） ○被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは引渡した生産物または行った仕事の結果に起因する損害 ○被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する損害 ○保険期間前に既に発生していた事故と同一の原因により保険期間開始後に生じた事故に基づく損害 ○生産物または仕事の結果が、所期の効能または性能を発揮しなかったことに起因する損害。ただし、生産物または仕事の結果の機械的、電気的またはこれらに類似の物理的かつ偶然な事故の結果として効能または性能が発揮されなかったことに起因する損害は除きます。 ○直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害 ◇医療行為。その他法令により、医師または歯科医師以外の者が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の者が行うことを許されている行為を除きます。 ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことが許されていない行為を含みます。 等 ＜受託者特別約款でお支払いしない主な場合＞ ○土地および建物、立木、動物、植物の損壊または盗取に起因する損害 ○被保険者の代理人またはそれらの者の使用人が行いもしくは加担した盗取に起因する損害 ○被保険者の使用人が所有しまたは私用に供する財物の損壊、紛失または盗取に起因する損害 ○貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董（とう）品、勲章、き章、稿本、設計書、ひな型、その他これらに類する受託物の損壊、紛失または盗取に起因する損害 ○受託物の性質、瑕疵（かし）またはねずみ食いもしくは虫食いに起因する損害 ○給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用または家事用器具からの蒸気、水の漏出、いっ出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、いっ出に起因する損害 ○屋根、樋、扉、窓、通風筒等からはいる雨または雪等に起因する損害 ○受託物が寄託者または貸主に返還された日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する損害 ○受託物の目減り、原因不明の数量不足または受託物本来の性質（自然発火および自然爆発を含みます。）に起因する損害 ○受託物に対する修理（点検を含みます。）または加工（受託物に作業を施して精度を高めたり、受託物の形状、色、用途または性質などを変えることをいいます。）に起因して、受託物が損壊したことに起因する損害 ○受託物の自然の消耗、または受託物の性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれ、またはその他これらに類似の事由に起因する損害 ○冷凍倉庫もしくは冷蔵倉庫（10℃以下の低温で受託物を保管する倉庫をいいます。）内で保管される、または搬出・搬入作業の通常の過程として一時的に倉庫外で保管される受託物の損壊に起因する損害 ○被保険者が管理または使用するヨット、セールボート、モーターボート等が損壊、紛失または盗取されたことに起因する損害 等 上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

福祉行事保険ご加入方法

京都府社会福祉協議会

（注）福祉行事保険は個人でのお申し込みはできませんのでご注意ください。

1. 申込書類を記入する

福祉行事保険ご加入に必要な書類は以下のとおりです。

●福祉行事保険加入申込票
●加入登録票（初回申込時または登録内容に変更があった時のみ）
●参加者名簿（参加者名簿の取扱いについて改めてご確認ください。）

〔Aプラン（日帰り）にご加入の場合〕団体で備え付け名簿をご用意してください。
※加入申込時に名簿の提出義務はありません。なお、参加者人数の把握はできても、行事開催時までに参加者名簿の備え付けができない行事は、ご加入いただけません。

〔Bプラン（宿泊）にご加入の場合〕参加者名簿を必ずご提出ください。
※団体名（登録番号）・参加者氏名、住所、連絡先 TELが記載されているものを名簿としてご提出ください。

申込書類は京都府社会福祉協議会もしくはお近くの京都府内各市町村社会福祉協議会窓口『福祉の保険 スマイル』ホームページからも印刷できます。
http://www.srm-net.co.jp/smile.php

2. 保険料を振込み、加入申込票に保険料のお支払い控えを貼付する

●払込保険料をご確認の上、郵便局または銀行にてお振込ください。
●加入申込票に保険料のお支払い控えを必ず貼付してください。

		加入者名／口座名義人	銀行名・支店名	口座記号番号／口座番号
京都府下の団体	ゆうちょ銀行（郵便局）からの振込の場合	社会福祉法人京都府社会福祉協議会ボランティア・福祉活動保険係		01020-6-55736
	ゆうちょ銀行以外の金融機関からの振込の場合		京都銀行 府庁前支店	普通　822818

行事開催日の前日（郵便局の休業日にあたる場合はその前日）までに必ずお振込ください。ATMからのお振込も可能です。

3. 申込書類を提出する

●申込書類をお近くの京都府内各市町村社会福祉協議会窓口へご提出ください。また、お客様控え（白色）は福祉行事保険加入証明書となりますので保険期間が終了するまでは大切に保管してください。
●窓口で受付た申込書類が、取扱代理店：（株）エスアールエム烏丸事務所へ届き、その後申込内容、振込金額を確認の上、加入登録を行います。

＊事故等があった場合に保険金支払手続がスムーズに行えるよう、申込書類は迅速かつ確実にご提出ください。
＊ご加入される場合、行事開催日の前日までに保険料のお振込が必要となりますので、開催日の前日までにお手続をお願いします。

行事開催日を延期・中止される場合は、至急「行事延期・中止報告書」と「福祉行事保険加入申込票お客様控え」を取扱代理店：㈱エスアールエムまでFAXしてください。

悪天候またはそれに準じる不可抗力による理由**以外**での延期・中止
延期・中止のご報告は、行事開催日**前日まで**の受け付けに限ります。当日以降のご連絡による変更の受け付け、お電話による受け付けはできませんので、ご注意ください。

悪天候またはそれに準じる不可抗力による理由等での延期・中止
行事開催日当日（当日のFAX送付が困難な場合は、その翌日）のFAX送付でも受け付けいたします。

FAX：075-841-1878

取扱代理店：（株）エスアールエム 「福祉の保険」係

「福祉行事保険加入申込票 お客様控え」（コピー）も一緒にFAXしてください。

行事延期・中止報告書

報告日: 20　　年　　月　　日

「福祉行事保険」をお申し込みいただいていた行事が中止・延期になった際は、至急本報告書をFAXしてください。

◆行事開催日が悪天候またはそれに準じる不可抗力による理由等で行事を延期・中止される場合

行事開催日当日（当日のFAX送付が困難な場合は、その翌日）のFAXでも受け付けいたします。

◆悪天候またはそれに準じる不可抗力による理由以外で行事を延期・中止される場合

延期・中止のご報告は、行事開催日前日までの受け付けに限ります。

延期または中止になった行事についてご記入ください。

加入団体名		
加入申込日（振込日）	① 20　年　月　日	
お申込された行事開催日	① 20　年　月　日	② 20　年　月　日
行事の内容・場所	①	②
保険料	①	②

延期の場合、ご記入ください

延期理由	①	②
延期日	① 20　年　月　日	② 20　年　月　日

中止の場合、ご記入ください（返金方法についてもご記入ください）

中止理由	①	②

振込にて返金希望の場合

保険料返金口座 返金時の振込手数料はご負担いただきます。（振込手数料を差し引いた額を返金いたします。）	金融機関名 （銀　行）（信用金庫）（信用組合）	本支店名 フリガナ（ヨミ） 店
	（普通・総合）（貯　蓄）（当　座）	店番（ゆうちょ銀行のみ） 口　座　番　号
	口座名義（カタカナでご記入下さい）	

切手での返金希望の場合 返金までには、約1ヵ月を要します。予めご了承願います。　返金の際の郵送料金のご負担は不要です。

お届け先住所	ご住所	
	お名前	様
切手の内訳のご希望があればご記入ください		

上記の中止・延期の報告について、事実に相違ないことを証明いたします。（必ず押印ください）

主催団体名　　代表者名　　印

【福祉行事保険】事故報告書（兼）証明書

三井住友海上火災保険株式会社　御中

連絡先 事故時
取扱代理店（株）エスアールエム
TEL:075-822-8613
FAX:075-841-1878

事故日時	20　年　月　日（　曜日）□午前／□午後　時　分頃
事故発生場所	住所
警察への届出	□無し　□有り（　警察署）
事故状況	（できるだけ詳しくご記入ください）

被保険者 ■傷害事故の受傷者 ■賠償事故の加害者				
氏名	フリガナ	性別	□男性 □女性	生年月日	□明治 □大正 □昭和 □平成 年　月　日（　才）
住所	〒　－			電話	（　）

※該当する保険金のどちらかにご記入ください

傷害保険金					
負傷部位及び形態		□打撲 □キリキズ □スリキズ □断裂 □捻挫 □脱臼 □骨折（単純）□骨折（複雑）□火傷 □食中毒 □その他（　）			
治療費	□健保 □国保 □労災 □自費 □その他	治療見込日数	□通院　日／□入院　日		
受診医療機関	名称	電話	（　）		
	住所 〒　－				

賠償保険金					
被害者	氏名	フリガナ	性別	□男性 □女性	生年月日	□明治 □大正 □昭和 □平成 年　月　日（　才）
	住所	〒　－			電話	（　）
対人	負傷部位及び形態	□打撲 □キリキズ □スリキズ □断裂 □捻挫 □脱臼 □骨折（単純）□骨折（複雑）□火傷 □食中毒 □その他（　）			
	治療費	□健保 □国保 □労災 □自費 □その他	治療見込日数	□通院　日／□入院　日	
	受診医療機関	名称	電話	（　）	
		住所 〒　－			
対物	被害物		被害程度		被害物の購入年月	20　年　月
	修理業者	名称	電話	（　）	

事故証明者 行事主催者 ※本人以外	
	20　年　月　日　上記事故は事実に相違ありません。
	団体名　氏名　印
	住所 〒　－　電話　（　）

今回の事故でその他の保険金請求がある場合ご記入ください	□ボランティア保険（団体名　）□まごころワイド（事業所名　）

※個人情報保護の取扱についてはホームページ（http://www.srm-net.co.jp/smile/）をご覧ください。

事故が起こった場合の手続

事故発生時は、事故発生日から30日以内に指定の「事故報告書(兼)証明書」を作成の上、原本を取扱代理店：(株)エスアールエムまでご送付ください。

※事故時には行事主催者の証明が必要となります。

事故の状況を確認してください。ご加入されている保険を確認してください。

行事開催中、参加者が急激かつ偶然な外来の事故により、ケガをした。

↓

ご請求される保険は**傷害保険**です。

※行事参加者名簿のご提出をお願いすることがあります。

↓

行事開催中、賠償事故を起こし、行事主催者が損害賠償を請求された。

↓

ご請求される保険は**賠償責任保険**です。

↓

身体障害：治療等の領収書を保管してください。
財物損壊：現場・現物の写真を撮影または現物を保管してください。
※過失割合や損害の程度により、お支払い金額が決定します。
（賠償金額等の決定については、事前に引受保険会社の承認を必要とします。）
安易に示談を行わないようにしてください。

↓

(株)エスアールエムにて保険加入状況・事故内容の確認を行い、事故の受付をします。
(注)事故の内容等により保険の対象にならない場合があります。

↓

(株)エスアールエムまたは三井住友海上火災保険(株)より被保険者へ保険金請求書類を送付いたします。

↓

請求書類を三井住友海上火災保険(株)へご返送ください。

↓

(株)エスアールエムより保険金請求書類を送付いたします。

↓

請求書類を(株)エスアールエムへご返送ください。

↓

ご請求内容を三井住友海上火災保険(株)が査定を行った上で、三井住友海上火災保険(株)より、保険金をお支払いいたします。

＜示談交渉は必ず取扱代理店または引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。＞

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決するようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

●郵送先　〒600-8351　京都市下京区高辻通堀川西入富永町672
(株)エスアールエム　『福祉の保険』係　宛

事故時のお問い合わせはこちらまで
(株)エスアールエム
『福祉の保険』専用ダイヤル
TEL：**075-822-8613**　FAX：**075-841-1878**
平日 9:00～18:00

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、当社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

この保険契約に関する個人情報は、当社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、当社およびMS＆ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。
ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲介人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について
当社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で登録または交換を実施することがあります。

○再保険について
当社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。
当社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、当社ホームページ（http://www.ms-ins.com）をご覧ください。

加入方法についての問い合わせ先

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

〒604-0874　京都市中京区竹屋町通烏丸東入清水町375
ハートピア京都（京都府立総合社会福祉会館内）
TEL:075-252-6295／FAX:075-252-6310　HP:http://www.kyoshakyo.or.jp/

保険内容についての問い合わせ先

取扱代理店

SRM 株式会社 エスアールエム

〒600-8351　京都市下京区高辻通堀川西入富永町672
福祉の保険係ダイヤルイン TEL：075-822-8613
TEL（代表）：075-822-8601／FAX：075-841-1878
HP：http://www.srm-net.co.jp/　E-mail：hoken@srm-net.co.jp

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社
京都支店・京都法人営業課

〒600-8090　京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町266(三井住友海上京都ビル)
TEL：075-343-6141／FAX：075-343-6189　HP：http://www.ms-ins.com